

<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 12 号。以下「基準条例」という。）</p>	<p>養護老人ホーム設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号。以下「解釈通知」という。）</p> <p style="text-align: right;">（最終改正：平成 30 年 3 月 22 日）</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 3 条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（構造設備の一般原則）</p> <p>第 4 条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>（設備の専用）</p> <p>第 5 条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（職員の資格要件）</p> <p>第 6 条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 生活相談員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>第 1 一般的事項</p> <p>1 基本方針</p> <p>基準第 2 条（基本方針）は、養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものであること。</p> <p>養護老人ホームは、これまで、「経済的理由」及び「身体上若しくは精神上の理由又は環境上の理由」により在宅での生活が困難な高齢者向けの入所措置施設として位置付けられていたところ、平成 18 年 4 月に施行される改正老人福祉法により、措置の理由を「経済的理由」及び「環境上の理由」に限定し、入所者の要介護ニーズについては介護保険サービスにより対応することを可能にするるとともに、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進に資する助言・指導に努めなければならない施設であるとの性格を明確にしている。第 1 項は、こうした法改正の趣旨を踏まえ、養護老人ホームにおけるケアの在り方の基本方針について示したものである。</p> <p>なお、第 3 項の「適切な処遇」とは、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいい、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法第 19 条、第 43 条及び同法施行令第 128 条の規定に定める要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を考慮して設置、運営されるべきものである。</p> <p>2 構造設備の一般原則</p> <p>基準第 3 条（構造設備の一般原則）は、養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、養護老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものであること。</p> <p>3 設備の専用</p> <p>基準第 4 条（設備の専用）は、養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書きを適用して差し支えないこととしたものであること。</p> <p>4 職員の資格要件</p> <p>基準第 5 条（職員の資格要件）は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいうこと。</p> <p>なお、支援員、調理員等については、資格の定めはな</p>

(職員の専従)
第7条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)
第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
一 施設の目的及び運営の方針
二 職員の職種、数及び職務の内容
三 入所定員
四 入所者の処遇の内容
五 施設の利用に当たっての留意事項
六 非常災害対策
七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)
第9条 養護老人ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。
2 養護老人ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知しなければならない。
3 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
4 養護老人ホームは、第1項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(記録の整備)
第10条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関

いが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

5 職員の専従
基準第6条(職員の専従)は、入所者の処遇に万全を期するために、養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該養護老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないこと。したがって、養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。
なお、ただし書きの規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師(以下、「直接処遇職員」という。)については適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。

6 運営規程
基準第7条(運営規程)は、養護老人ホームの効果的な運営及び入所者に対する適切な処遇を確保するため、同条第一号から第七号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意すること。
(1) 入所定員(第三号)
入所定員は、養護老人ホームの専用の居室の利用人員数の合計とすること。
(2) 入所者の処遇の内容(第四号)
入所者の処遇の内容とは、日常生活を送る上で一日の日課やレクリエーション、年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。
(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第五号)
養護老人ホームを利用する際に、入所者が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。
(4) 非常災害対策(第六号)
次項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。
(5) その他施設の運営に関する重要事項(第七号)
当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

7 非常災害対策
1 基準第8条は、養護老人ホームは、非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。
(3) 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の作成及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている養護老人ホームにあってはその者に行わせるものとする。
(4) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。
なお、養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等により別途通知しているので留意すること。

8 記録の整備
基準第9条(記録の整備)は、養護老人ホームの日々

する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - 一 処遇計画
 - 二 処遇計画に基づき行った具体的な処遇の内容等の記録
 - 三 第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - 五 第30条第3項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該養護老人ホーム実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。

なお、社会福祉法人が整備すべき会計経理に関する記録については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により別途通知しているので留意すること。

- (1) 運営に関する記録
 - ア 事業日誌
 - イ 沿革に関する記録
 - ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
 - エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
 - オ 重要な会議に関する記録
 - カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
 - キ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- (2) 入所者に関する記録
 - ア 入所者名簿
 - イ 入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）
 - ウ 入所者の処遇に関する計画
 - エ 処遇日誌
 - オ 献立その他食事に関する記録
 - カ 入所者の健康管理に関する記録
 - キ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ク 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
 - ケ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (3) 会計経理に関する記録
 - ア 収支予算及び収支決算に関する書類
 - イ 金銭の出納に関する記録
 - ウ 債権債務に関する記録
 - エ 物品受払に関する記録
 - オ 収入支出に関する記録
 - カ 資産に関する記録
 - キ 証拠書類綴

9 経理の原則

養護老人ホームの運営に伴う収入及び支出は、経営主体である地方公共団体又は社会福祉法人の予算に必ず計上し、会計経理に当っては、収支の状況を明らかにしなければならないこと。

なお、養護老人ホームにおける運営費の運用については、「社会福祉法人が運営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により別途通知しているので留意すること。

第2 規模及び設備に関する事項

1 規模（基準第10条）

- (1) 養護老人ホームの規模は、当該養護老人ホームの効果的な運営及び入所者に対する処遇の適正を期するために、常時20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、常時10人以上）を入所させ得る規模を有すべきこととしたものであること。
- (2) なお、法第15条の規定により養護老人ホームを設置し又は設置の認可をする際の入所定員は、当該養護老人ホームの有する規模を超えてはならず、また、20人未満（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人未満）としてはならないこと。

2 設備の基準（基準第11条）

- (1) 養護老人ホームの建物のうち、居室、静養室、食堂等入所者が日常継続的に使用する設備を有するものについては建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建

（規模）

第11条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（設備の基準）

第12条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）

又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、養護老人ホームの建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
 - 一 居室
 - 二 静養室
 - 三 食堂
 - 四 集会室
 - 五 浴室
 - 六 洗面所
 - 七 便所
 - 八 医務室
 - 九 調理室
 - 十 宿直室
 - 十一 職員室
 - 十二 面談室
 - 十三 洗濯室又は洗濯場
 - 十四 汚物処理室
 - 十五 霊安室
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 居室 次のとおりとすること。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ロ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ハ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - 二 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる設備を設けること。
 - 二 静養室 次のとおりとすること。
 - イ 医務室又は職員室に近接して設けること。
 - ロ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、前号（ロを除く。）に定めるところによること。
 - 三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
 - 四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。
 - 五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - 六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - 七 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
 - 一 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けるこ

築物としなければならないこと。

なお、霊安室等入所者が日常継続的に使用することのない設備のみ有する建物であって、居室、静養室等のある主たる建物から防災上支障がないよう相当の距離を隔てて設けられるものについては、必ずしも耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよいこと。

- (2) 「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。
 - ① 基準第11条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
 - ② 入所者の身体的、精神的特性にかんがみた日常における又は火災時の火災に係る安全性が確保されていること。
 - ③ 施設長及び防火管理者は、当該養護老人ホームの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。
 - ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該養護老人ホームの建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。
- (3) 養護老人ホームの設備は、当該養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができることとしたこと。なお、養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならないこと。
- (4) 静養室、食堂、便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。
- (5) 居室及び静養室の「収納設備等」とは、押入（これに代わるものとして設置したタンス等を含む。）、床の間、踏み込みその他これらに類する設備をいうこと。
- (6) 養護老人ホームにおける廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものであること。

なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいうこと。
- (7) 医務室は、入所施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得るよう指導すること。
- (8) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
- (9) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。
- (10) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。
- (11) 経過措置（基準附則第2条）

平成18年4月1日に現に存する施設（建築中のものも含む。）については、第11条第4項第一号ロ（居室面積）の規定はしない。この場合において、平成18年4月1日に現に基本設計が終了している施設又はこれに準ずるものと認められる施設についても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えない。なお「これに準ずると認められるもの」とは、平成18年4月1日に養護老人ホームを開設する者が確定しており、かつ、当該開設者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、平成18年度中に確実に建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると都道府県知事が認めるものをいう。

と。
三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第 13 条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 50 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限る。）にあっては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第七号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 1

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 次のとおりとすること。

イ 常勤換算方法で、入所者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員 次のとおりとすること。

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 支援員のうち 1 人を主任支援員とすること。

五 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）常勤換算方法で、入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上

六 栄養士 1 以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項（第一号、第二号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の 7 割を超える養護老人ホーム（以下「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。

一 生活相談員 次のとおりとすること。

イ 常勤換算方法で、1 に入所者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 人以上を主任生活相談員とすること。

二 支援員 次のとおりとすること。

イ 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。

ロ 支援員のうち 1 人を主任支援員とすること。

三 看護職員 次のとおりとすること。

イ 入所者の数が 100 を超えない盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、2 以上とすること。

ロ 入所者の数が 100 を超える盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、2 に入所者の数が 100 を超えて 100 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。

第 3 職員に関する事項

1 職員数

(1) 職員については、適切な養護老人ホームの運営が確保されるよう、第 12 条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。

(2) 削除

(3) 用語の定義

① 「常勤換算方法」

当該養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

② 「勤務延時間数」

勤務表上、当該養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

③ 「常勤」

当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、養護老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、養護老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

④ 「前年度の平均値」

イ 基準第 12 条第 3 項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

ロ 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分に関して、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から 6 月未満の間は、便宜上、居室の利用人員数の合計の 90% を入所者数とし、新設又は増床の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における入所者延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における入所者延数を 1 年間の日数で除して得た数とする。

ハ 減床の場合には、減床後の実績が 3 月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。

(4) 同条第 2 項の「視覚又は聴覚に障害のある入所者」とは、次の者をいう。

① 視覚障害者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程

- 3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。
- 4 第1項、第2項、第8項、第9項及び第11項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの延べ勤務時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 7 第1項第三号ロ又は第2項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、第1項第三号ロの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。
- 9 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。
- 10 第1項第四号ロ又は第2項第二号ロの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 11 第1項第五号又は第2項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。
- 12 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
- 13 第1項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員
 - 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
 - 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
 - 四 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)
 - 五 診療所 事務員その他の従業者

度が1級又は2級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障が認められる視覚障害を有する者。

② 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級又はこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者。

- (5) 同条第2項の「定員の7割を超える場合」という要件は、当該年度の前年度における(4)に該当する入所者の延数を当該施設の定員の延数で除して得た数が、0.7を超える場合であれば満たされるものであること。また、当該規定の適用に際し、視覚、聴覚のいずれにも障害を有する入所者については、当該入所者の1人をもって視覚又は聴覚に障害のある入所者2人に相当するものとみなして計算するものとする。
- (6) 同条第10項の取扱いに当たっては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号)及び「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号)に準じて適切に行うこと。
- (7) 基準第12条の規定により置くべき職員数は、別表に掲げるとおりとなるので、参考とされたい。

(居室の定員)
第 14 条 1 の居室の定員は、1 人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。

(入退所)
第 15 条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じて、その者及びその家族等に対する相談援助を行う等適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)
第 16 条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
3 生活相談員は、処遇計画について、その者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)
第 17 条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他

第 4 居室の入所人員（基準第 13 条・附則第 2 条）
平成 18 年 4 月 1 日に現に存する施設（建築中のものも含む。）については、居室の入所人員の規定は適用しない。この場合の取扱いについては、第 2 の 2 の (11) と同じであるので、参考とされたい。

第 5 処遇に関する事項

1 入退所（基準第 14 条）
(1) 基準第 14 条第 1 項は、養護老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに社会復帰を目指すうえでどのような生活支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、解決すべき問題の状況を明らかにすることが重要であると規定したものである。
(2) 同条第 2 項は、入所者が再び在宅において生活できるかどうかについて常に配慮し、退所が可能となった場合を念頭に置きつつ、在宅での生活に資する処遇を行うことが必要であることを規定したものである。
(3) 同条第 3 項は、入所者が在宅において生活することができると判断される状態となった場合には、その者が円滑に在宅での生活に移行できるよう、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、在宅復帰における不安や疑問の解消を図るとともに、在宅における自立した日常生活の継続に資する助言や指導等、必要な援助を行うよう努めるべきことを規定したものである。
(4) 同条第 4 項は、退所が可能となった入所者の退所を円滑に行うとともに、自立した生活を継続させるため、主として主任生活相談員及び生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めるべきことを規定したものである。
(5) 同条第 5 項は、退所した入所者が、自立した生活を継続するために、当該者やその家族に対する継続的な支援を行うことが重要であり、当該者が在宅において生活を営むうえで解決すべき課題を抱えている場合等には、地域包括支援センター等との連携を通じるなどして、必要に応じ、入所者又はその家族等に対し、健康、生活状況等に関する相談に応じる等、適切な援助をするよう努めるべきことを規定したものである。

2 入所者の処遇に関する計画（基準第 15 条）
(1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。
(2) 当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等（介護保険法第 7 条第 18 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。
また、入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意すること。
(3) 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものであること。
(4) 養護老人ホームの特性に沿った処遇計画の在り方については、今後、研究を行う必要があるが、当分の間、当該処遇計画は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこと。

3 処遇の方針（基準第 16 条）
(1) 基準第 16 条第 1 項は、養護老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援と社会復帰の促進を図ることを目指す施設であることを十分に踏まえ、処遇に当たらなければならないことを規定したもの

の援助を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

である。

- (2) 同条第3項で定める「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。

また、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。
- (3) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は2年間保存しなければならない。
- (4) 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

 - ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
 - ② 支援員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
 - ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
 - ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (5) 同条第6項第2号の「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
 - ① 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方
 - ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
 - ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- (6) 同条第6項第3号の支援員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識

(食事)

第 18 条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第 19 条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、1 週間に 2 回以上、入所者を入

を普及・啓発するとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

4 食事（基準第 17 条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降とすること。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

(6) 栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が 50 人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

5 生活相談等（基準第 18 条）

(1) 基準第 18 条第 1 項の規定は、常時必要な指導を行う体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。

なお、相談に当たっては、管理規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。

(2) 同条第 3 項は、養護老人ホームは、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。

(3) 同条第 4 項は、養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。

(4) 同条第 5 項は、養護老人ホームは、入所者の生活を

浴させ、又は清しきしなければならない。

- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第 20 条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第 2 条第 1 項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合は、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等(同法第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第 21 条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年 2 回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第 22 条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第 8 条から第 10 条まで、第 15 条から前条まで及び次条から第 30 条までの規定を遵守させるために必要な指揮又は命令をするものとする。

(生活相談員の責務)

第 23 条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画又は同法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業又は同法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

- 二 第 28 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

- 三 第 30 条第 3 項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、第十三条第一項第三号の生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が前二項に規定する業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。

- (5) 養護老人ホームは、入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようにその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮すること。

- (6) 生活相談等に当たっては、いたずらに入所者を強制し自由を拘束することとならないよう留意すること。

6 居宅サービス等の利用(基準第 19 条)

養護老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないことを規定したものである。

7 健康管理(基準第 20 条)

(1) 養護老人ホームは、入所者の健康管理に努めること。

なお、養護老人ホームが行う入所者に対する健康診断は、各人の身体的状況等を考慮のうえ、「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行うこと。

- (2) 職員については、労働安全衛生規則又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。

- (3) 定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。

8 生活相談員の責務(基準第 22 条)

(1) 基準第 22 条第 1 項の規定は、養護老人ホームの生活相談員の責務を定めたものである。生活相談員は、基準第 15 条の業務のほか、処遇計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該養護老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、その上で、第一号から第三号までに掲げる業務を行うものである。

(2) 同条第 2 項に規定する主任生活相談員は、相談援助に係る業務について経験を有する生活相談員等が行うものであり、他の生活相談員の業務に対する指導的役割を担うものである。

(3) 同条第 3 項の生活相談員が置かれていない場合は、定員 30 人以下で、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けているときを指すものである。

9 勤務体制の確保等(基準第 23 条)

基準第 23 条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- (1) 同条第 1 項は、養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたもの

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 25 条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前 3 号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(★)

★ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順について(平成二十五年三月二十五日・保健福祉部高齢対策課)

※ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年三月三十一日厚生労働省告示第二百六十八号)」を準用。

であること。

(2) 同条第 2 項は、職員の勤務体制を定めるに当たっては、第 16 条第 1 項の処遇の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行わなければならないこととしたものであること。

(3) 同条第 3 項は、当該養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

10 衛生管理等(基準第 24 条)

(1) 基準第 24 条第 1 項は、養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

① 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

② 養護老人ホームは、つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年 1 回以上大掃除を行うこと。

③ 養護老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連係を保つこと。

④ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

⑤ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

(2) 基準第 24 条第 2 項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱とすること。

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね 3 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第 29 条第 1 項第三号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当該施設における「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排体積排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌物・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。

また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル

(協力病院等)
第 26 条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)
第 27 条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)
第 28 条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

ル」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>) を参照されたい。

③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

支援員その他の従事者に対する「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年 2 回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対して施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

④ なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、老人福祉法(昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号)第 20 条第 2 項に規定する正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、支援員その他の従事者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

11 協力病院等(基準第 25 条)

(1) 養護老人ホームでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる一以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましいこと。

(2) 基準第 25 条第 1 項の協力病院及び第 2 項の協力歯科医療機関は、養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。

12 秘密保持等(基準第 26 条)

(1) 基準第 26 条第 1 項は、養護老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

(2) 同条第 2 項は、養護老人ホームに対して、過去に当該養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり具体的には、養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

13 苦情処理(基準第 27 条)

(1) 基準第 27 条第 1 項にいう「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、

① 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口の決定

② 施設内における苦情解決の手続の明確化

③ 苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続の入所者及び施設職員等に対する周知等の措置である。

なお、その他の関連する事項については、平成 12 年 8 月 22 日障第 615 号、老発第 598 号、児発第 707 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」により別途通知しているので参考にされたい。

(2) 同条第 2 項は、苦情に対し養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(養護老人ホームの提供する処遇とは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務づけた

(地域との連携等)
 第 29 条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。
 2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)
 第 30 条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
 三 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び職員に対する研修を実施すること。
 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該入所者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。
 4 養護老人ホームは、第 2 項に規定する場合であって、当該入所者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

ものである。
 また、養護老人ホームは、苦情が処遇の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、処遇の質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。
 なお、基準第 9 条第 2 項の規定に基づき苦情の内容等の記録は、2 年間保存しなければならない。

14 地域との連携等 (基準第 28 条)
 (1) 基準第 28 条第 1 項は、養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。
 (2) 同条第 2 項は、基準第 2 条第 3 項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。
 なお、「市町村が実施する事業」には、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

15 事故発生時の対応 (基準第 29 条)
 (1) 事故発生の防止のための指針 (第 1 項第一号)
 養護老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
 ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
 ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
 ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
 ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合 (ヒヤリ・ハット事例) 及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの (以下「介護事故等」という。) の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
 ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
 (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底 (第 1 項第二号)
 養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。
 具体的には、次のようなことを想定している。
 ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
 ② 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。
 ③ (3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
 ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
 ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
 ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
 (3) 事故発生時の対応
 養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 なお、基準第 9 条第 5 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しておかななければならない。
 このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- ② 養護老人ホームは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

(規則への委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 41 年 10 月 1 日において現に存する養護老人ホームについては、第 12 条第 1 項、第 4 項第一号ロ及び第 5 項第一号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 昭和 62 年 3 月 9 日において現に存する養護老人ホームについては、第 12 条第 3 項第十四号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 平成 18 年 4 月 1 日において現に存する養護老人ホーム(同日において建築中のものを含む。)について、第 12 条第 4 項第一号ロの規定を適用する場合には、同号ロ中「10.65 平方メートル」とあるのは、「収納設備を除き、3.3 平方メートル」とする。
- 5 平成 18 年 4 月 1 日において現に存する養護老人ホーム(同日において建築中のものを含む。)について、第 14 条の規定を適用する場合には、同条中「1 人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2 人とする」とあるのは、「原則として 2 人以下とする」とする。ただし、当該養護老人ホームが昭和 62 年 3 月 9 日において現に存するものである場合にあっては、「原則として 4 人以下とする」とする。

附 則(平成 27 年条例第 13 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 13 条関係)

(省略)